

○委員長(山本順三君) 質疑を続けます。はたともこさん。

○はたともこ君 国民の生活が第一のはたともこでございます。

違法ドラッグ、脱法ハーブの取締りの強化について質問をさせていただきます。

違法ドラッグ、脱法ハーブの問題は大きな社会問題となっております。今年に入って脱法ハーブによると思われる死亡事案が少なくとも四件起こり、大阪市福島区の商店街では乗用車暴走事件も起こりました。また、米国ではマイアミゾンビ事件という、通称バスソルト、日本でも、八月三日施行で麻薬に指定されたMDPVないしはメフェドロンを吸引した全裸の男がホームレスの男性の顔にかみつき、顔の大部分を食いちぎるという猟奇的な事件が発生したとの報道がございました。このMDPVは、日本でも広島市内で、白い粉、メリケン粉に似ていることからメリーちゃんの隠語で呼ばれ、使用者が爆発的に広まっておりました。

私は薬剤師でございますので、この問題には以前から強い問題意識を持ってまいりました。関係当局の皆様も指定薬物の追加ということなどで努力をされていらっしゃるとは思いますが、相変わらずイタチごっこで、取締りが十分にはできていないのが現状でございます。特に、この問題は厚生労働省、警察庁、消費者庁、内閣府など各省庁がそれぞれに対応しており、連携が十分ではございません。

本日は時間が限られておりますので、特にインターネットによる違法ドラッグ、脱法ハーブ販売の取締りの強化について質問をいたします。

まず、小宮山大臣に伺います。厚生労働省ではイタチごっこ状態脱却のために指定薬物の包括指定を検討しているということでございますが、この制度はいつごろスタートするのか、包括指定の見通しと包括指定に対する大臣の御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) その包括指定につきましては、今も新規物質の指定というのはなるべく早くやっていきたいと思うんですけれども、一つやってもまた似たもので新たなものが出てきてしましますので、そういう中で特定の物質群を指定薬物として包括的に指定することにしまして、秋に向けて科学的な根拠も含めた技術的な検討を今進めているところです。

○はたともこ君 小宮山大臣、薬事法第七十七条では、指定手続の特例として緊急指定ができますこととなっております。必要な場合にはこの緊急指定も積極的に行うべきではないかと思いますが、大臣の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) このこととか、また麻薬取締員が今取締り権限がないことなども含めまして今法改正ということも考えていますが、緊急指定ということも必要に応じてどのようにできるのかということも考えてみたいとは思います。

○はたともこ君 次に、松原大臣に伺います。

消費者安全法第十七条、第十八条は、消費安全性を欠く商品等による重大事故等が発生した場合、原因を同じくする重大事故等を防止するために事業者に対する勧告、命令あるいは譲渡等の禁止又は制限をすることができるという内容の条文ですが、消費者庁は過去にこれらの条文を違法ドラッグ、脱法ハーブ取締りのために適用することを検討したということですが、既に死亡事案等の重大事故例が何件も発生をしているわけですから、私は松原大臣の強いリーダーシップでこの消費者安全法第十七条、十八条を適用すべきだと思いますが、大臣の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(松原仁君) 委員御指摘の違法ドラッグ、脱法ハーブの取締りの強化の必要性については理解をするところであります。

消費者安全法は、消費者の消費生活における被害を防止することなどをその目的としており、消費生活の場面において被害が生じた事故、すなわち消費者事故への対応を規定するものであります。違法薬物又はそれに類するものの使用は、社会通念上消費生活の一場面とは言えず、当該薬物の吸引等によって吸引者の生命、身体が被害を受けたような場合は、本法によって法的に保護されるべき消費生活の一場面には當

たらないものと考えられ、消費者事故に該当しないことから消費者安全法による対応は難しいと考えられております。

なお、いわゆる違法ドラッグ、脱法ハーブの使用が国民の健康や安全の観点から重大な影響を及ぼすことから、関係省庁と連携しつつ、全国の消費生活センターに寄せられた情報を販売業者の取締りに積極的に活用されるよう関係機関へ提供することや消費者の情報提供、啓発を実施するなど、消費者行政として取り得る手段を最大限活用してまいります。

○はたともこ君 厚生労働省に伺います。

資料の②を見てください。私は消費者庁から、平成十七年二月二十五日付け、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課課長通知、いわゆる脱法ドラッグに対する指導取締りの強化についての中に、いわゆる脱法ドラッグについては、使用目的に係る標榜ぶりいかんにかかわらず、事実上、経口、吸入、塗布等、人体への摂取を目的として販売されていると判断される場合には、薬事法上の無承認無許可医薬品に該当し、取締りの対象になるとあり、これで取り締まるのが筋であると消費者庁から説明を受けたのですが、この通知に基づく薬事法上の無承認無許可医薬品として脱法ドラッグを取り締まった事例はあるのか、なぜ無承認無許可医薬品として取り締まらないのか教えてください。

○政府参考人(木倉敬之君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、今の薬事法上は、無承認無許可の医薬品ということで、使用目的を示しまして使われる、人の体に影響を与えるものとして使われる場合、これは無許可無承認医薬品として取締りをすることができるということで、従来から厳正に取締りをしてまいっております。

一方で、指定薬物制度、これは新たに薬事法に十九年から追加をされた規定でございますけれども、これにつきましては、目的性を持たさずに、そういう人の体に影響を与えるものについて一個一個の物質を指定するということをやっております。

そこで、従来より、明らかに人の体に使われるものにつきましては厳しく取締りをするとともに、その販売の形態におきまして、例えば暗示するようなもの、パイプを同時に売っておるとか、紙巻きたばこのような形でそういうものと一緒に売っておるとか、そういうふうなことを共に販売をするというようなものにつきましては、まだ指定薬物に指定されておりませんでも、元々の無承認医薬品として規制をすることができるということで、各都道府県と情報を共有いたしまして、無承認無許可の医薬品として厳しく指導等を行つてきておるところでございます。

○はたともこ君 では、小宮山大臣に伺います。

資料の①を見てください。私が厚生労働省から説明を受けた違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)対策と題する資料でございます。右下の真ん中の警察と連携した違法ドラッグ販売者への監視指導の項目に、監視指導、販売自粛要請と書いてあるわけですが、違法ドラッグ販売者を指導、自粛要請するという表現は一体どういうことなんでしょうか。私は全く納得できません。違法ドラッグ販売者は、指導、自粛要請するのではなく、薬事法上の無承認無許可医薬品販売者として取り締まるべきだと思いますが、小宮山大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(木倉敬之君) お答え申し上げます。

先生お示しのこの資料、私どもが各都道府県との会議で使用したものでございますけれども、この監視指導といいたしましては、まずもって指定薬物に指定されているもの、あるいは目的性を持って医薬品として疑いを持って売られているもの、それがないかどうかということを都道府県の薬事監視員が調査するために監視指導に回ります。そのお店等におきまして、まずもって疑わしいものがあった場合に、これについて買上げ等をして、検査をして、分析をして、明らかに指定物質が入ったとなればそれで取締りを行うと。

あるいはそうでなくても、先ほど申し上げましたように、売り方として医薬品のような目的性を持って売っている場合にはその取締りをやるということをやっていますが、その前にも、まずもって疑わしいものがある場合において、この春から特に警察庁の御指導も受けまして、各都道府県警察とともに、立入りした場合に、疑わしいものについて販売を自粛をしてほしいということを要請書を渡し、このような売り方はしませんという確認を取った上でまず改善を見ております。その上で、本当に改善されない場合には、分析を掛けて、その物質について取締りの規定に進んでいくと、こういう手順を踏んでおるところでございます。

○はたともこ君 次に、警察庁に伺います。

一点目です。本年発生した脱法ハーブによると思われる四件の死亡事案について。そして二点目。これらの事案について関係省庁との連携はどのようにになっているのか。以上二点について説明してください。

○政府参考人(舟本馨君) お答えいたします。

委員御指摘の死亡事例につきましては、本年二月愛知県名古屋市内で発生した事例、それから四月に神奈川県横浜市内で発生した事例、五月に東京都渋谷区内で発生した事例、そして八月に神奈川県横浜市内で発生した事例を指しておられると思いますが、いずれも、現場の状況、また関係者の事情聴取などによりまして、死亡者が何らかの薬物を吸引等していたのではないかという疑いが認められましたので、これら四件の事例につきましては、いずれも犯罪に起因する可能性を視野に入れまして司法解剖を実施いたしました。そして、死亡者が所持していた、また植物片等の試料も鑑定をいたしまして、死亡者の薬物使用の有無、また死亡と薬物との因果関係の解明に努めてきたところであります。

関係機関との連携ということにつきましては、四件の事例のうち、解剖の所見から薬物中毒の疑いが認められるなどしました三件につきましては、県警本部から知事部局の担当部署に情報提供がなされたというふうに報告を受けております。

○はたともこ君 では、厚生労働省に伺います。

事前の説明では、厚生労働省監視指導・麻薬対策課は、これらの死亡事案について警察から情報提供を受けていないということでございましたが、これらの事案はいずれも死亡者の周りからいわゆる脱法ハーブの商品等が発見されています。情報提供をただ待っているだけではなく、積極的に情報収集すべきだと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(木倉敬之君) お答え申し上げます。

今御指摘のように、違法ドラッグの所有によります死亡事例等、重大事故が起きております。私ども、警察庁共々、先ほど申し上げましたように、まずもって、事前にも監視指導にしっかりと共同で進めたいと思っておりますが、重大事故が起きた場合に、その身体あるいは周辺からその物質が特定をされた場合におきまして、私どもの方においても速やかに使用規制の対象にしていくということにつきましての取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○はたともこ君 では次に、内閣府政策統括官共生社会政策担当の薬物乱用対策の担当の方に伺います。

平成二十三年八月の政府の薬物乱用対策推進会議の第三次薬物乱用防止五か年戦略(薬物乱用防止戦略加速化プラン)フォローアップという文書の三十四ページに、違法ドラッグ、いわゆる脱法ドラッグについてはインターネット広告の監視をすると書いてあるわけですが、これについて、どの省庁のどの部局が具体的に何をするのか、説明してください。

○政府参考人(杵淵智行君) お答えいたします。

無承認無許可医薬品や指定薬物の監視として、厚生労働省で行っていると承知しております。

○はたともこ君 厚生労働省に伺います。

違法ドラッグ、脱法ハーブのインターネット販売のあるサイトでは、アロマハーブ、アロマパウダー、新作アロマバスソルト、どこまでも突き抜けて、また別のサイトでは、超上級者向け超絶ハーブ、更なる高みを目指す超上級者向け合法ハーブ、さらに別のサイトでは、香りを楽しむ以外にもいろいろな楽しみ方があるなどの記載があり、また、いずれのサイトも、製品はお香、人体への吸引、摂取は行わないでください、二〇一二年七月施行の薬事法に対応、日本国内で違法となる成分は含まない、購入後の使用については購入者の自己責任などの記載がございます。

典型的な違法ドラッグ、脱法ハーブ販売だと思いますが、厚生労働省監視指導・麻薬対策課は、指定薬物あるいは麻薬等の規制薬物が検出されない限り取り締まることはできないとおっしゃるわけですが、資料の②の平成十七年二月二十五日課長通知を引き継いで作られたという本年四月の課長通知、これについては資料要求しても見せてもらえないわけですが、この通知に基づいて薬事法上の無承認無許可医薬品として取り締まるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(木倉敬之君) 今御指摘のようなインターネットによる監視、これはそのインターネットの関係事業者の協会とともに、協力をいただきまして從来から進めてきておるところでもございます。

無承認無許可、使用目的をうたった広告を打っていらっしゃる、販売方法を取っていらっしゃる場合には見付けやすいということはあるわけでございますが、今御指摘のような、逆に否定をしながら、使えませんよと言いながらもそれを使うことをあたかも期待しているような広告の事例が見られます。これにつきまして、私ども、都道府県に対しましても、私ども共々インターネット上の広告も常に監視をするように今促しております、まだ取組が十分ではございませんけれども、その中で、逆に否定をしながらも使うことを暗示するかのようなものにつきましても、まずは監視指導に入る、それで、必要があれば買上げ検査等にかけてこれまでの指定物質に指定されたものはないかということを確認をする、あるいは販売の現場においてその使用を暗示するような売り方をしていないかということを確認をするということで取締りを強化してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○はたともこ君 厚生労働省は少なくともインターネット上の削除あるいは送信防止依頼をすべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員御懸念のように、インターネットは若い人たちもよく使いますので、しっかりと監視をする必要があるというふうに思っています。

指定薬物とか無承認無許可医薬品など薬事法に違反する製品の販売は、当然のことながら国や自治体が連携して監視し指導を行っているところです。具体的には、無承認無許可医薬品については、平成二十二年の三月から、自治体又は厚生労働省の職員がサイトのプロバイダーなどに対して警告メールを送ることなどによって製品を販売しないように要請をしています。さらに、違法ドラッグについても今年の六月から監視を始めています。

薬事法上の監視指導ではありませんけれども、明確に薬事法に違反していると言えないような製品に対しましても、ネット上での違法ドラッグの販売を抑制するために、プロバイダーに対する注意喚起など更に効果的な方法を検討していきたいと考えています。

○はたともこ君 では、松原大臣、お聞きいたします。

厚生労働省の対応はお聞きのような状態であるわけなんですけれども、違法ドラッグ、脱法ハーブのインターネット販売を防止するために、インターネット上の削除あるいは送信防止依頼を消費者庁としても積極的に行うべきではないかと思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(松原仁君) 現状において、特商法上の通信販売規制については、違反が確認された場合、インターネットサービスプロバイダー事業者に対して違反事業者と

の契約を解除するよう依頼しているところであります。脱法ドラッグ通信販売サイトについては、同様に、特商法違反が確認された場合には同じくインターネットサービスプロバイダー事業者に対して通報することを今後検討してまいりたいと思います。

○はたともこ君 では、消費者庁に伺います。

消費者庁には、PIO-NET、全国消費生活情報ネットワークシステムというものがあるって、そこには違法ドラッグ、脱法ハーブに関する通報例もあるということでございますが、むしろ積極的に違法ドラッグ、脱法ハーブ通報システムを設けて、寄せられた情報を適切、迅速に関係省庁に伝えるべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(松原仁君) いわゆる脱法ドラッグに関してこれまでPIO-NETに寄せられた情報は、平成二十年度以降平成二十三年度までの間、年平均十件程度ではあります。しかしながら、これらの情報にはいわゆる脱法ドラッグの販売業者や販売所についての通報も含まれていることから、いわゆる脱法ドラッグを国民の手の届くところから排除するためにはこのような通報を迅速に取締り当局と共有する必要があると考えております。

このため、関係機関と連携し、いわゆる脱法ドラッグに関する販売情報を全国の消費生活センターの協力を得ながら迅速に関係機関と共有する仕組みを早急に構築することとしたいと思っております。

○はたともこ君 厚生労働省に伺います。

監視指導・麻薬対策課でも違法ドラッグ、脱法ハーブについてのホームページを立ち上げるということでございますが、それはいつできますか。また、コールセンターについては通報システムを設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(木倉敬之君) お答えをいたします。

この違法ドラッグ、それから個人輸入等で海外から取り寄せられるようなものの中にも偽造医薬品というのもたくさん見られております。これらによります健康被害というようなことも多々見られております。これらにつきまして、健康被害情報を一元的に国民の皆様に知っていただく、あるいは医療機関等の専門の皆様にもこういう重大な健康被害を事前によく知っていただくことが必要であると思っております。

そこで、これまでの厚生労働省あるいは警察庁共同で監視指導してきた事例、あるいは都道府県が入手した事例、こういうふうな違法の事例、さらには悲惨な健康被害の状況につきましても分かりやすく国民の皆様に見ていただき、そういうふうなホームページの準備を今進めておりまして、年内にはこれを立ち上げたいと。これは民間に委託する形を取りたいと思っておりますが、その中で、このコールセンター、被害情報等につきましても通報をきちんと受け付ける、それをまた整理をして提供していくということ、未然に皆様に正しい情報を持つていただくと、興味本位でそれに手を出すことがないようにというような取組を進めてまいりたい、これを年内にもスタートしたいということで今準備しておりますところでございます。

○はたともこ君 では、小宮山大臣に伺います。

この資料の①、これは厚生労働省が作成をした資料でございますけれども、先ほど私が指摘をいたしました指導、自肅要請の文言を除けば、十分ではありませんが、必要なことだと私も思っております。

改めて、この問題に対する大臣の御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) これは、違法ドラッグの問題は、委員の問題意識と同じように、やはり薬物に入ってしまっててしまう入門ドラッグみたいな形になってしまうということなので、これは、御指摘のように省庁縦割りではなくて、消費者庁などとも連携を取りましてしっかりと、取り締まる方の対応と、それから今回、夏休み前に若い方たちについても注意喚起のための取組もいたしましたので、ホームページなども通しましてしっかりとその危険性を周知を図っていきたいというふうに考えています。

○はたともこ君 是非、小宮山大臣そして松原大臣には、この違法ドラッグ、脱法ドラッ

グ撲滅のための音頭をしっかりと取っていただきたいと思っております。私も薬剤師でございますので、国会の場でこの問題の先頭に立って頑張っていきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。